

## 井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生動物による農作物被害を防止するため、農業者等が取り組む被害防止対策に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和52年井手町規則第6号）及びこの要綱に基づき、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 町内に農地を所有し、又は耕作している者をいう。
- (2) 防護柵等 野生動物の侵入を防止するための防護柵又は電気柵をいう。
- (3) 防護柵 ワイヤメッシュ、金網柵、トタン等をいう。
- (4) 電気柵 農地の周囲に柵線を張り、電流でショックを与えるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、設置しようとする防護柵等が次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 農業者等が、自らの使用に供するために井手町内に設置すること。
- (2) 農作物を野生鳥獣から保護するために設置し、適切に管理できること。
- (3) 地権者や周囲の耕作者等の理解を受け、耕作及び周辺環境等へ悪影響を与えない構造であること。

(補助金の額)

第4条 この要綱に定める補助金の交付基準は、別表のとおりとする。

2 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付し、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 農業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた農業者等は、同条の規定により提出した申請内容について、次の各号のいずれかに規定する範囲を超えて変更しようとするときは、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- (1) 事業費総額の2割以内の増減
- (2) 事業量の2割以内の変更

2 町長は、前項の規定により変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業の完了)

第7条 農業者等は、事業が完了したときは、速やかに井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

2 町長は、前条の規定による報告に、不適正なものがあると認められる場合は、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 農業者等は、補助金の額の確定後、井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(調査及び指導)

第10条 町長は、補助金を交付した農業者等に対して、事業の実施状況に関して調査し、又は指導することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた農業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

井手町野生鳥獣被害総合対策事業補助金の交付基準

補助事業	補助金の交付対象となる経費	補助率	補助限度額
防護柵等設置支援事業	防護柵等の新設、修繕及び増設に係る材料に要する経費(他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金等額を差し引くものとする。)	受益者が2戸以上の場合であって、新設の場合は補助対象経費の1/2以内、修繕及び増設の場合は補助対象経費の3/10以内	新設の場合は250千円。修繕及び増設の場合は60千円
		受益者が1戸の場合であって、新設の場合は補助対象経費の3/10以内、修繕及び増設の場合は補助対象	新設の場合は250千円。修繕及び増設の場合は20千円

		経費の2/10以 内	
--	--	---------------	--